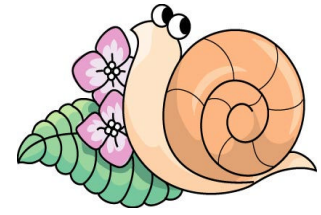


くらしのフレッシュ便



広島県生活センター

相談ファイル

「粗品」で釣って、買わせるのだ!



～「日用品がただでもらえるよ!」～
～催眠(SF)商法の罠に注意～

《相談内容》 街を歩いていると、「日用品をあげる。すぐに帰れるから」と声をかけられ、近くにある特設会場に行った。中で販売員が洗剤やラップなどの無料の商品を配り、それを「ハイ」と手をあげてもらっていると、販売員が「80万円の高級布団が半額以下」と言った。さすがに私は手をあげなかったが、販売員に強引に勧められ、断っても帰らせてもらえず、渋々40万円近い布団をクレジット払いで契約した。やはり要らないので解約したい。

《アドバイス》 このような商法は、催眠(SF※)商法と言います。

具体的には、「もれなく粗品進呈」といったチラシを配ったり、クジを引かせ「当たった」などと呼び込んで、広場やビルの一角に設けた会場に人を集めます。洗剤やインスタント食品などの日用品を無料又は格安の料金で提供し、販売員の巧妙な話術で雰囲気盛り上げ、「貰わなければ損」と一種の催眠状態を作り出し、高額な商品を買わせる商法です。

会場を出てから「しまった」と契約したことを後悔したり、先ほどの相談のように密室状態で販売員に囲まれ、帰りたくても帰してもらえない雰囲気の中で仕方なく契約したといったトラブルが絶えません。「お金がない」と言ってもクレジット契約させられる場合もあります。

「無料で物をさしあげます」といった言葉に誘われても安易に会場に行かないようにしましょう。

催眠商法は、特定商取引法の「訪問販売」にあたるので、契約書面を受け取った日を含めて8日間は、クーリング・オフにより無条件で契約を解除できます。書面で通知しましょう。

(代金クレジット払いの場合、クレジット会社にも同様に通知してください。)

※ Q:なぜ「SF」というの? / A:最初に始めた業者「新製品(S)普及会(F)」の頭文字です。

情報ファイル

～消費者団体訴訟制度が導入されます～



消費者全体の利益を守るために、「適格消費者団体」が消費者契約法に違反する事業者の不当な行為(不当な勧誘行為・不当な契約条項の使用)に対して、差し止め請求ができるようになりました。

(「消費者契約法」の一部改正。平成19年6月7日施行)

・不当な勧誘行為 「不実告知(契約させるため、故意にウソを言う)」(4条1項1号)などの行為
・不当な契約条項の使用 「事業者の損害賠償責任を免除する条項(「この契約について、いかなる場合でも弊社は責任を負いません」といった文言)」(8条)などの条項

(ここで言う「差し止め請求」とは事業者の業務自体の停止を意味しません。)

適格消費者団体が訴訟を起こした場合は、裁判に勝っても損害賠償を求めることはできませんが、同一事業者によるさらなる被害を防ぐことができます。消費者には身近な適格消費者団体に被害情報を提供いただくよう協力が求められます。

※適格消費者団体とは 内閣総理大臣により認定された消費者団体です。認定にはいくつかの要件があり(不特定多数の消費者利益擁護の活動を行った一定期間の実績がある団体など)、認定後も適正に活動しているかのチェックを受けます。

詳細は内閣府(消費者の窓)ホームページに掲載されています。
(URL: <http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/index.html>)

お知らせ

「くらしのフレッシュ便」が生まれ変わります。

「くらしのフレッシュ便」をご愛顧いただきありがとうございます。

従来の「くらしのフレッシュ便」は、今月号（6月号）をもって終了します。

新たにメールマガジンとして生まれ変わります。引き続きご愛顧をお願いします。

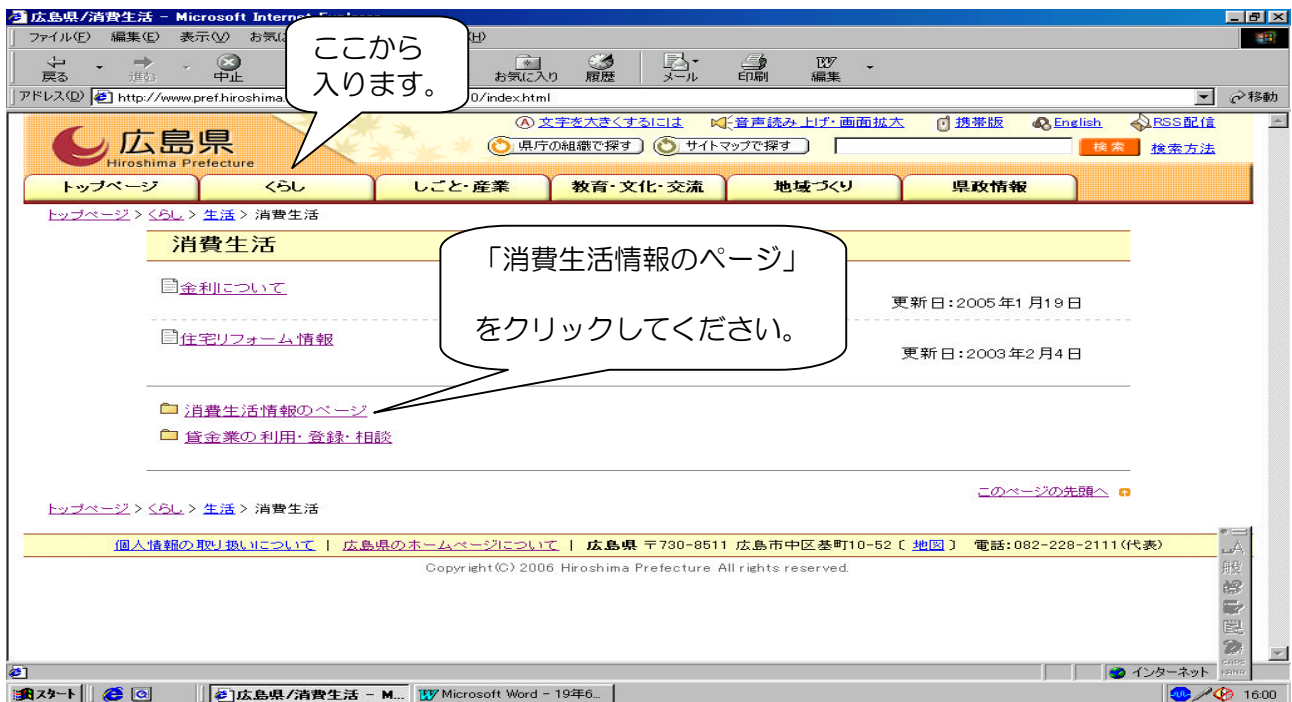
HP（ホームページ）が変わりました。（5月7日から）

県のホームページの変更に伴ない、「消費生活情報」のホームページも変わりました。

〇入り方

トップページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>) → 「くらし」（左上（県マーク）

「広島県」の下） → 「生活」（左上の枠） → 「消費生活」（上から7番目）



広島県生活センター（県民生活部総務管理局消費生活室）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1 階

TEL 082-513-2731